

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター
理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、センターの理事、評議員及び監事に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 理事、監事及び評議員の報酬は、無償とする。

② 理事会及び評議員会等に出席した場合には、出席謝金を支給することができる。

(支払金額)

第3条 出席謝金の金額は1回当たり2,000円を支払うものとする。

(支払方法)

第4条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、現金で支給する。

(報酬等の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、地方公務員（地方公務員法第2条に規定する者）が役員を兼ねる場合にあっては、報酬は支給しない。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月27日から施行する。